

ろ過・フィルターに関する試験・分析成績書掲載規約

1. 試験項目及び試験結果は、正確に記入し、成績書に単位、条件等の、但し書きがある場合は、必ず試験結果の部分に書き添えること。
2. 日本液体清澄化技術工業会（以下「当技術工業会」）の名称を付して掲載する場合、当技術工業会が、試験の依頼を受託した機関であることが明確に判るように「試験依頼先」という字句を付して表現し、さらに、必ず次のように記載すること。
試験依頼先 日本液体清澄化技術工業会
試験成績書発行年月日 平成〇年〇月〇日
試験成績書発行番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇〇〇号
また、当技術工業会の住所、電話番号等は記載しないこと。
3. 当技術工業会の名称を付して掲載する場合は、その同一面のいずれかの部分に、必ず、製造元、発売元、輸入業者名等の会社、団体又は個人の名称が、当技術工業会の名称の活字より大きい活字で記載されていること。
4. その他、掲載に関しては、貴社の責任の下、管理すること。貴社の作成した掲載物に起因する紛議または経済的負担に関して、当技術工業会は一切の責任を負いません。また、上記掲載規約の定めによらない貴社の作成した掲載物により、当技術工業会の名誉、信用が大きく傷つけられた場合は、法令の定めるところに従い損害賠償請求措置をとります。

以上